

貸金庫規定の改定について

平素は、兵庫ひまわり信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

2025 年 5 月 30 日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

これを受け、当組合では、以下のとおり関連規定を改定いたします。改定後の規定は、以前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定する規定 貸金庫規定

2. 改 定 日 2026 年 4 月 1 日（水）

3. 改 定 内 容

1) 主な改定内容

- ①貸金庫に保管いただけないものに「現金」を追加
- ②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただくこと）を書面等で申告いただくこと
- ③当組合による契約の「解約事由」を追加

2) 格納いただけない現金について

日本円^(注)、外国通貨ともに格納いただけません。

注：日本銀行ＨＰ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣およびそれと肖像が同一である銀行券 [くわしくはこちら](#)

※新旧対照表は、[こちらをご参照ください。](#)

4. 留 意 事 項

現在、貸金庫に現金を保管されているお客さまは、規定改定日までに現金のお取り出しをお願いいたします。

また、貸金庫の利用目的を申告いただくための書面は、本年 11 月以降にご登録住所へ郵送でお届けいたしますので、次回ご利用時にご持参いただく、または、郵送で返信いただきますようお願いいたします。

規定改定に伴い、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上